

別表 3

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金表

1. 非住宅に係る料金

(税込)単位：円

| | 延べ面積(m ²) | 用途区分 (別表4) | | |
|---|--|------------------|-----------|----------------|
| | | A:ホテル、病院 集会場等 | B:工場等 | C:左記以外の 建築物 |
| (1)モデル 建物法 | 0～100m ² 以下 | n×69,000 | n×34,000 | n×62,000 |
| | 100m ² 超～200m ² 以下 | n×88,000 | n×44,000 | n×79,000 |
| | 200m ² 超～300m ² 以下 | n×139,000 | n×55,000 | n×99,000 |
| | 300m ² 超～500m ² 以下 | n×143,000 | n×66,000 | n×110,000 |
| | 500m ² 超～1,000m ² 以下 | n×176,000 | n×70,000 | n×121,000 |
| | 1,000m ² 超～2,000m ² 以下 | n×220,000 | n×77,000 | n×165,000 |
| | 2,000m ² 超～3,000m ² 以下 | n×275,000 | n×110,000 | n×231,000 |
| | 3,000m ² 超～4,000m ² 以下 | n×319,000 | n×130,000 | n×264,000 |
| | 4,000m ² 超～5,000m ² 以下 | n×385,000 | n×165,000 | n×330,000 |
| (2)標準 入力法 (主要室入力法) | 0～100m ² 以下 | 209,000 | 120,000 | 190,000 |
| 100m ² 超～200m ² 以下 | 264,000 | 132,000 | 240,000 | |
| 200m ² 超～300m ² 以下 | 429,000 | 165,000 | 297,000 | |
| 300m ² 超～500m ² 以下 | 550,000 | 242,000 | 330,000 | |
| 500m ² 超～1,000m ² 以下 | 726,000 | 264,000 | 418,000 | |
| 1,000m ² 超～2,000m ² 以下 | 880,000 | 275,000 | 528,000 | |
| 2,000m ² 超～3,000m ² 以下 | 1,012,000 | 418,000 | 968,000 | |
| 3,000m ² 超～4,000m ² 以下 | 1,078,000 | 484,000 | 1,045,000 | |
| 4,000m ² 超～5,000m ² 以下 | 1,220,000 | 583,000 | 1,100,000 | |
| 5,000m ² 超～10,000m ² 以下 | 1,320,000 | 726,000 | 1,220,000 | |

n：適用したモデル建物の数に応じた係数

| モデル建築物の数 | 1 | 2 | 3 | 4以上 |
|----------|---|-----|-----|-----|
| n | 1 | 1.2 | 1.3 | 1.4 |

2. 住宅に係る料金

(税込)単位：円

| 申請種別 | 料金 |
|--------------|---------------------|
| 一戸建ての住宅 | 39,000 |
| 共同住宅・長屋・寄宿舍等 | 別表3.1.(1)の用途区分Cによる。 |

- 延べ面積は建築基準法の規定による。(計算対象外面積を除く)
- 木造以外の一戸建ての住宅は、別表3.2の料金を50%加算する。
- 複合建築物の場合、非住宅部分は別表3.1、住宅部分は別表3.2により算出される料金の合計額とする。ただし、住宅が仕様基準の場合は、住宅部分の金額は一律29,000円とします(長屋・共同住宅は別途見積り)。
- 複合建築物の住宅部分で、当機関で行った設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認における審査において、基準の審査が終了済の場合、非住宅部分のみの床面積で算定し住宅部分の料金は11,000円とする。
- 用途区分が複数ある場合は上表の金額の高い方の用途分類が適用される。
- 増改築の場合、増改築に係る部分の用途による用途分類とする。
- 判定対象となる建築物に計算の対象となる室、設備等が無い場合の料金は一律25,000円とする。
- 「適合判定通知書」及び「軽微変更該当証明書」の再発行手数料は1件につき5,500円とする。
- 上記以外の評価方法による場合は別途見積りとする。
- 【計画変更】【軽微変更該当証明】の場合、当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。ただし、延べ面積が増える場合は、変更後の延べ面積により算出された料金の2分の1とし、入力方法が変更された場合は別表3の料金とする。
- 他機関で建築確認を申請する場合、直前の判定を他機関から受けている場合は、算出された手数料に1.5を乗じた金額とする。
- 同型建物が複数棟の場合は2棟目から別表3の料金の2分の1とする。
- 複数用途で貸店舗がスケルトン(一次エネルギーがない)の場合は係数加算はしないものとする。
- 電子申請で通知書等を書面にて交付する場合、または書面申請で通知書等(写し)をメール等で交付する場合は、いずれも一通につき1,000円を加算します。

| 分類 | 確認申請書第四面に記載される用途 | 用途区分 コード |
|---|--|-------------|
| A | 図書館その他これに類するもの | 08140 |
| | 博物館その他これに類するもの | 08150 |
| | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの | 08160 |
| | 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの | 08170 |
| | 助産所 | 08190 |
| | 児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。） | 08210 |
| | 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。） | 08230 |
| | 診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） | 08240 |
| | 診療所（患者の収容施設のないものに限る。） | 08250 |
| | 病院 | 08260 |
| | ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 | 08370 |
| | 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。） | 08380 |
| | ホテル又は旅館 | 08400 |
| | 映画スタジオ又はテレビスタジオ | 08480 |
| | 劇場、映画館又は演芸場 | 08530 |
| | 観覧場 | 08540 |
| | 公会堂又は集会場 | 08550 |
| | 展示場 | 08560 |
| ダンスホール | 08590 | |
| 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの | 08600 | |
| B | 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家 | 08310 |
| | 建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設 | 08320 |
| | 工場（自動車修理工場を除く。） | 08340 |
| | 自動車修理工場 | 08350 |
| | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの | 08360 |
| | 畜舎 | 08420 |
| | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 | 08430 |
| | 自動車車庫 | 08490 |
| | 自転車駐車場 | 08500 |
| | 倉庫業を営む倉庫 | 08510 |
| | 倉庫業を営まない倉庫 | 08520 |
| | 卸売市場 | 08610 |
| | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 | 08620 |
| | 農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの | 08630 |
| | 農業の生産資材の貯蔵に供するもの | 08640 |

- 上記以外の用途は別表3表中のC「A、B以外の用途」とする。
- その他08990は要相談とする。